

公 示 日：2025 年 11 月 5 日（水）

調達管理番号：25a00627

国 名：スリランカ

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

調 達 件 名：スリランカ国コロンボ都市圏における都市交通調査（環境社会配慮
／気候変動）

適用される契約約款：

- ・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

1. 担当業務、格付等

- （１）担当業務：環境社会配慮／気候変動
- （２）格 付：3 号
- （３）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （１）全体期間：2025 年 12 月中旬から 2026 年 2 月下旬
- （２）業務人月：1.45
- （３）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
7 日 21 日 8 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （２）見 積 書 提 出 部 数：1 部
- （３）提 出 期 限：2025 年 11 月 19 日（水）（正午まで）
- （４）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5）

[%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf\)](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」2025 年 8 月
版「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 12 月 1 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果
の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	都市交通計画／都市計画案件などの インフラ分野の環境社会配慮／気候 変動対策分野に係る各種業務
対象国及び類似地域	南アジア地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スリランカでは人・貨物輸送の 90%以上が道路網に依存しており、特に西部州のコロンボ都市圏では交通量の急増により深刻な渋滞が発生していた。JICA は 2012～2015 年にコロンボ都市交通調査プロジェクト（以下、CoMTrans）を実施し、上記のような交通量の増加を前提に 2035 年を目標とする都市交通計画（CoMTrans 都市交通マスタープラン）を策定した。しかしながら、スリランカでは、2019 年以降、テロ、コロナ禍及び経済危機により社会経済環境が激変しており、上記調査の前提となる交通量の見通しに変容している可能性がある。他方、2023 年の IMF プログラム承認以降、経済は回復の基調にあり、2024 年には実質 GDP 成長率 5%を達成した。依然としてコロンボ都市圏における交通渋滞等の問題は課題として残っており、かかる課題が深刻化する前に、経済危機後の変容を踏まえた現状分析と財政制約を踏まえた適切な政策及び計画を立案することが不可欠である。

このような背景の下、本調査は、CoMTrans の更新も見据え、各機関（運輸省、対象地域自治体、WB、ADB、KOICA、財務省等）の既存の取組や教訓、関連政策・計画・調査のレビュー、現地調査、関係機関との協議等を通じて、コロンボ都市圏の都市交通改善に向けて、JICA の協力の方向性を検討することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2025 年 12 月中旬～2026 年 1 月上旬）

- ① 調査背景・内容を把握（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査方針、スケジュール、面談先等、収集すべき情報を検討する。
- ② 過去の開発計画（上位計画）、都市計画、交通計画、公共交通整備状況、他ドナーの動向について、環境社会配慮/気候変動対策の観点から、情報収集および分析を行う。
- ③ 既存情報に基づき、環境社会配慮/気候変動対策に関するステークホルダーを整理、組織体制（構成、人員、予算）、能力等を事前に確認した上で、ヒアリング先を決定する。

- ④ スリランカ側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英語）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。必要に応じて、質問票は JICA スリランカ事務所を通じて事前配付を行う。
- ⑤ 現地調査で収集すべき情報・留意点を検討し、担当分野に係る調査対処方針（案）及びスリランカ側関係機関に対する説明資料（案）を作成する。
- ⑥ 他の調査団員と協力し、調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ⑦ JICA がスリランカ政府と締結する MoU (Minutes of Understanding)（案）の担当分野部分について作成に協力する。
- ⑧ 調査団内の打合せや対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2026 年 1 月中旬～2026 年 1 月下旬）

- ① JICA スリランカ事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② スリランカ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア）都市交通セクターの関連資料・情報の収集・分析
 - (a) スリランカ側の意向を確認し、改めて課題把握、情報確認、根拠情報の整理を行う。
 - (b) 収集した情報をレビュー、課題の分析を行う
 - イ）関連各組織（運輸省、対象地域自治体、WB、ADB、KOICA、財務省等）のほか、担当分野に関連する各組織の整理と現状分析を他の調査団員と協力して行う。
 - (a) 関連する各組織の担当分野に関する所掌業務、組織体制、根拠法、部署別人数、人員の専門性、業務経験、実施能力、課題について情報収集する。
 - (b) 関連する各組織の役割について、文献及びヒアリング結果等に基づき、各組織の能力評価とステークホルダー分析を行う。

- (c) 関連する各組織の予算規模、内訳について情報収集する。
- (d) 都市交通計画の実施に関し、関係機関間における協調のための委員会の有無、及び委員会がある場合にはその機能と稼働状況について確認を行う。
- ウ) 開発計画（上位計画）や既存計画及び法令等
 - (a) 都市開発、都市交通に関連する政策、開発計画（上位計画）や各種計画において環境社会配慮/気候変動対策の観点から、実施状況・進捗・課題を確認し分析する。
 - (b) 都市開発、都市交通の現況について環境社会配慮/気候変動対策の観点から情報収集するとともに開発計画（上位計画）や既存計画との整合性・課題を確認し分析する。
 - (c) 担当分野に関する法令・条例・規則等を確認する。環境・気候変動の観点からは気候変動を考慮した排出権取引等の現状の制度的な枠組みについて情報収集を行う。
 - (d) 戦略的環境アセスメント、住民合意形成にかかる関連法制度、ガイドラインの有無、適用状況、実施上の課題等を確認し分析する。
- エ) 他の調査団員と協力し、基礎データ（人口・地形図・道路図面・道路整備状況・交通需要・航空写真・衛星写真・交通混雑状況（多発箇所・規模・原因）、交通事故件数、温室効果ガス排出状況（ベースラインデータ）、プローブデータ）の収集を行う。環境社会配慮/気候変動対策の観点から、かかるデータへの補足情報を収集する。
- オ) 環境社会配慮に係るスリランカ側の調査の経験、能力、体制、手法の確認を行う。
- カ) 財務・資金調達
 - (a) グリーンファイナンスリソースの洗い出し、活用状況、同リソース活用のための必要条件について確認する。
 - (b) 開発計画（上位計画）との関連も踏まえ、民間投資、民間開発の現状、計画及び事業の動向、課題について情報収集・整理する。
- キ) 環境社会配慮に関し、現地業務に関し、現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
- ④ 以下の情報を収集し、現状の把握、課題の抽出、留意事項の整理、都市

交通セクターにおける今後の協力の方向性に係る提言を担当分野の観点から行う。

ア) 今後、都市交通マスタープランの更新する際に必要な調査項目、必要な期間、留意点、調査方法、合意形成等に関する提言を行う。

イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）の案を提案する。

ウ) リスクとなる事象（前提条件、外部条件、工程管理、コスト管理、総合的管理等）に関連する情報の整理を行う。

エ) 横断的に留意すべき事項（気候変動対策、社会的包摂政策）の整理、分析を行う。

- ⑤ 都市交通セクターの今後の協力の方向性に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。

ア) スリランカ側からの意見について、環境社会配慮/気候変動対策の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。

イ) 今後の協力において実施が想定される活動をその実現性も踏まえ提言する。

- ⑥ 調査結果に基づき、JICA と先方機関との協議に同席し MoU 案の作成に協力する。また、今後の協力の方向性、期間、実施体制などについて、提言する。また、実施機関に対する MoU 案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

- ⑦ 現地調査結果について、担当分野にかかる要旨を JICA スリランカ事務所に報告する。

- ⑧ 担当分野に係る収集資料リストを作成する。

- ⑨ 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月版)に基づき、以下の調査を行う。

ア) 環境アセスメント制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査。

イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮調査の TOR 案の作成。

ウ) 情報公開用の環境社会配慮調査結果(英文)の作成。

エ) 実施機関の環境社会配慮に関する実施能力の把握

- ⑩ 気候変動リスク評価の準備（可能な範囲で、「JICA 気候変動対策支援ツ

ール(JICA Climate-FIT) (適応策) (「8. 道路」、「9. 鉄道」等を参照の上、気候リスク (ハザード、曝露、脆弱性) を評価し、本事業が適応策に資するか判断し、適応オプションを検討する)

(3) 整理業務 (2026 年 2 月上旬～2026 年 2 月下旬)

- ① 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野に係る調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書 (和文 3 部)

2026 年 2 月 27 日 (金) までに提出。

担当分野に係る調査報告書 (案) (和文) を添付し、予備的スコーピングに基づく環境社会配慮の TOR 案／情報公開用の環境社会配慮調査結果 (英文) を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」2025 年 7 月追記版 (以下同じ) の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 1 月 11 日～1 月 31 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 都市交通計画 (JICA が別途契約するコンサルタント)

エ) 都市計画 (JICA が別途契約するコンサルタント)

オ) 環境社会配慮／気候変動対策 (本コンサルタント)

カ) インクルーシブ (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- 案件概要表 (案)

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- コロンボ都市交通調査プロジェクト 都市交通マスタープラン最終報告

書 要約

https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_120_12176657.html

- 国別ジェンダー情報整備調査スリランカ国

https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/reports/_icsFiles/afieldfile/2025/01/20/Sri_Lanka_English2010.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更

となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上